

奈良県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和四年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	吉田 幸紀
施術所の名称及び所在地	よしだ整骨整体院 大和郡山市新紺屋町二二番地
廃止年月日	令和四年三月三十一日